

報告第 34 号

仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の専決処  
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 30 億 9,100 万円

今回変更後金額 金 31 億 1,524 万 4,000 円

2 専決処分日

令和 5 年 7 月 24 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、仮称大田区子ども家庭総合  
支援センター新築その他工事請負契約について、令和 5 年 3 月から適用する公共  
工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約  
金額を変更した。

報告第 35 号

大田区立大田生活実習所改築その他工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 12 億 9,338 万円

今回変更後金額 金 13 億 436 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 5 年 7 月 24 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立大田生活実習所改築その他工事（I 期）請負契約について、令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 36 号

大田区立石川町文化センター大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 1 億 5,840 万円

今回変更後金額 金 1 億 6,047 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 5 年 7 月 24 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立石川町文化センター大規模改修工事請負契約について、令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 37 号

大田区立大田生活実習所改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の専決  
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 7,300 万円

今回変更後金額 金 4 億 7,696 万円

2 専決処分日

令和 5 年 7 月 26 日

（説明）

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立大田生活実習所改築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 38 号

大田区立大田生活実習所改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の専決  
処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 3 億 5, 200 万円

今回変更後金額 金 3 億 5, 820 万 4, 000 円

2 専決処分日

令和 5 年 7 月 26 日

(説明)

令和 5 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立大田生活実習所改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 39 号

旧大田区立野辺山学園取壊し工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 8, 400 万円

今回変更後金額 金 4 億 9, 948 万 8, 000 円

2 専決処分日

令和 5 年 7 月 24 日

(説明)

令和 4 年第 2 回区議会定例会において議決された、旧大田区立野辺山学園取壊し工事請負契約について、アスベスト含有建材を処理する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。